

指定管理者の募集に関する質問事項及び回答

施設名 波戸岬少年自然の家

番号	関連資料	質問要旨	回答	備考
1	仕様書 P9	利用料金の区分や、時期によって料金を変化させる提案は、自由に行ってよいのですか。	仕様書 P9 の料金表は、あくまで委託料上限額算定のための参考料金であるため、自由にご提案いただいて構いません。社会教育施設としての機能に、新たに交流・観光機能を加えるという方針に合致した、事業者の柔軟な提案を期待しています。	現地 説明会
2	仕様書 P18	部屋をリノベーションした場合など、指定期間終了にあたって原状回復の義務はありますか。	基本的には原状回復ですが、内容によると考えています。そのまま使える状態であれば、引き継がせていただくこともあります。	現地 説明会
3	募集要項 P5-6	利用料金について、条例に基づき類似施設の利用料金を考慮して定めることとありますが、申請者が提案した利用料金が条例に反して高いと判断されることもあるのですか。 新たに交流・観光機能を加えるという方針から、類似施設は一般のホテルと考えてよいのですか。	選考委員会における審査で、選考委員に納得いただけるような提案であれば基本的に条例に反することはないと考えています。 利用料金は、それぞれの利用目的に応じた設定をしています。そのため、類似施設もそれぞれの利用目的で考えてもらって構いません。	現地 説明会
4	仕様書 P8	次年度の学校利用予約は既に入っていますか。 仮に、学校が次年度からの波戸岬少年自然の家の料金体系などを見て、他施設に変えたいという手続きもあり得るのですか。	予約は既に入っています。 予約されている学校には、次年度から料金体系などが変わる可能性があることは通知していますが、各学校の判断で他施設への変更も可能性としてはあり得ると考えています。	現地 説明会

番号	関連資料	質問要旨	回答	備考
5	仕様書 P4	事業者の提案によって既存の活動プログラムが増減することもあると思いますが、既に学校と次年度の活動内容を調整・決定しているということはあるでしょうか。	学校と次年度の活動内容調整はまだしていません。例年、次年度の4月以降に行っています。	現地 説明会
6	仕様書 P8	学校利用の募集開始時期は、例年と変えずにやっていく方針ですか。 県で構築中の予約システムを使って、受付を行うのですか。またシステム開発を行う事業者名を公表してもらうことは可能ですか。	現在、県内の3施設で大まかな時期は合わせて募集を開始していますが、事業者決定後に県及び3施設で協議して決めることもできます。 一般利用の予約受付は、県で構築中（令和8年度4月から運用開始予定）の県内3施設共通の予約システムを使っていただくことを想定しています。なお、学校団体の予約受付については、まだシステムへの移行は出来ていない状況です。またシステム開発を行う事業者は、佐賀県のホームページ（「佐賀県少年自然の家利用申請システム開発業務」の業務委託先を決定しました / 佐賀県）で公表しています。	現地 説明会

番号	関連資料	質問要旨	回答	備考
7	募集要項 P5	運営体制について、業務運営のため、資格を有する者等を適正な数だけ配置するとあるが、適正な数の目安はあるのですか。	目安となる数はありません。事業者のこれまでの実績等から判断の上、適正と思われる職員体制をご提案ください。なお、選考委員会における審査で、選考委員が適正な職員体制となっているかを判断しますので、可能な限り具体的に記載してください。	
8	募集要項 P25	委託料上限額の支出のうち、R6 実績と比較して光熱水費及び施設運営事業費が大きく減額されていますが、減額の理由、根拠を教えてください。	委託料上限額の支出（施設維持管理費、施設運営事業費）については、過去数年の平均額を基準に算出しています。なお各項目で比較すると、R6 実績よりも減額している項目もありますが、支出合計ではR6 実績より多く見積もっています。	
9	仕様書 P16	利用者満足度調査等の実施・結果報告について、これまでは外部評価の実施が定められていましたが、今回は不要ということでいいのでしょうか。	今回、外部評価の実施を必須とはしていません。利用者満足度調査により得られた結果をもとに、自己評価を実施し、施設の管理運営に対する改善を行ってください。	

番号	関連資料	質問要旨	回答	備考
10	仕様書 P8-9	利用料金の徴収、減免、還付の項目のうち、施設利用料金について、指定管理期間中、原則見直しを行うことができませんとありますが、その他料金（寝具代、カッターボート等）も期間中は見直しできないということですか。	仕様書 P9 に記載のとおり、条例に基づく施設利用料金以外は、指定期間中でも随時見直しが可能です。	
11	募集要項 P5 仕様書 P8	施設内での物品販売について、規定等のルールがありますか。	物品販売についてのルールは特段ありません。 なお、施設の設置目的に合致しない物品販売を行う場合は、提案型事業とは位置づけられず、行政財産の目的外使用として県の使用許可を受ける必要があります。	